

議案第 38 号

狭山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

条例別紙のとおり

平成 29 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、狭山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、狭山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 狭山市農業委員会の委員の定数は、14人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 狭山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、8人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(狭山市農業委員会選挙委員定数条例の廃止)

2 狭山市農業委員会選挙委員定数条例（昭和29年条例第24号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中

「

委員	月額 41,400
----	-----------

」を

「

委員	月額 41,400
農地利用最適化推進委員	月額 41,400

」に改める。

(狭山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

4 狭山市証人等の実費弁償に関する条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条」及び「又は農業委員会」を削り、同条第9号中「第29条第1項」を「（昭和26年法律第88号）第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。